

議案第103号

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者等)

第3条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号

に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第4条から第25条まで、第26条第1項、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条並びに附則第2条
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第43条から第62条まで、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条及び第31条から第38条まで
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第69条から第72条まで、第73条第2項から第7項まで、第74条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに附則第8条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条第1項、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第58条の2、第60条及び第61条

（管理者の責務）

第5条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第

11条から第25条まで、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第49条から第62条まで、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第28条及び第31条から第38条まで

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第74条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第58条の2、第60条及び第61条

(記録の整備)

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項各号に掲げる記録

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第63条第2項各号に掲げる記録

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第84条第2項各号に掲げる記録

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居に係る基準)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1、2又は3とする。

(区域外の事業所に係る基準の特例)

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第115条の12第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあつては、当該事業所に係る同条第2項第1号の条例で定める者、法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第9条 指定地域密着型介護予防サービス基準（指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型介護予防サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

介護保険法（抄）

（指定の更新）

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2-3 省 略

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第115条の12 省 略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)-(12) 省 略

3-7 省 略

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3-8 省 略

（準 用）

第115条の21 第70条の2の規定は、第54条の2第1項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法施行令（抄）

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に関する読替え）

第35条の13 法第115条の21の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省 略	省 略	省 略
第70条の2第4項	前条	第115条の12
	第1項	第115条の21において準用する第1項